

高岡地区広域圏事務組合とやまマリッジサポートセンター活用促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高岡地区広域圏事務組合（以下「組合」という。）が交付するとやまマリッジサポートセンター活用促進補助金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 組合は、組合が行う総合的な婚活支援事業としてとやまマリッジサポートセンターの活用促進を図ることで、高岡地区広域圏内の結婚を希望する圏域住民に個別具体的な出会いの機会の増加を図るため、とやまマリッジサポートセンターに入会登録をする者が当該入会登録の際に負担する経費を対象に、この要綱で定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

2 前項の規定により交付する補助金の名称は、とやまマリッジサポートセンター活用促進補助金とする。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる全ての要件に該当する者とする。

- (1) 高岡市、氷見市又は小矢部市に住所を有する満30歳以上の者
- (2) とやまマリッジサポートセンターに平成28年4月1日以降に入会した女性又は令和3年4月1日以降に入会した男性
- (3) 過去に、この要綱の規定に基づき、補助金の交付を受けていない者

2 前項第1号の住所要件は、申請の日における要件とする。

(補助対象経費及び補助金額)

第4条 補助対象経費はとやまマリッジサポートセンターへの入会登録料とする。

2 補助金の額は、入会登録料の2分の1相当額（当該額に100円未満の端数がある場合は、当該額を切り捨てた額。）とし、その上限額は、5,000円とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、入会登録の日以後1年以内に、次に掲げる書類を理事長に提出しなければならない。

- (1) とやまマリッジサポートセンター活用促進補助金交付申請書（兼請求書）（様式第1号）
- (2) 入会登録料領収書の写し
- (3) 高岡市、氷見市又は小矢部市に住所を有することが記載された証明書の写し

(補助金の交付決定等)

第6条 理事長は、前条の交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る内容を審査し、補助金の交付を適正なものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、組合が別に定める様式による補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第7条 理事長は、前条の規定により交付決定を受けた者が、偽りその他不正な手段により交付決定を受けたものであったときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

2 理事長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、組合が別に定める様式による補助金交付決定取消通知書により当該交付決定を取り消した相手に対し通知するものとする。

3 理事長は、第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合で、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他必要な事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

(経過措置)

様式第1号については、当分の間、従前の様式によることができる。

附 則

(施工期日)

この要綱は、令和7年11月1日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

とやまマリッジサポートセンター活用促進補助金交付申請書（兼請求書）

年 月 日

高岡地区広域圏事務組合理事長 あて

申請者・請求者

現住所	〒	—
氏名		
生年月日		
電話番号		

高岡地区広域圏事務組合とやまマリッジサポートセンター活用促進補助金交付要綱第 5 条の規定により、次のとおり補助金を交付されるよう申請します。また、交付決定の上は本書をもって補助金の支払いを請求します。

1 交付申請額	円
(領収書に記載された金額の 2 分の 1 (100 円未満の端数切捨て) を記載してください)	
2 とやまマリッジサポートセンター入会登録の日	年 月 日

交付決定があったときは、次の金融機関への振込によって補助金を支払われるよう指定します。

金融機関名	銀行・信用金庫・農協						支店
口座の種類	当座・普通預金・その他()						
口座番号							
口座名義人	(フリガナ)						
	連絡先 (Tel —)						

(提出書類 チェック欄)

- ☐ とやまマリッジサポートセンター活用促進補助金交付申請書（兼請求書）
- ☐ 入会登録料領収書の写し
- ☐ 高岡市、氷見市、小矢部市のいずれかに住所を有することが記載された証明書の写し（例）
- ・運転免許証の写し
 - ・マイナンバーカードの写し（表面）
 - ・申請者本人のみが記載された住民票の写し（続柄、本籍、マイナンバーの記載は不要）等

様式第1号（第5条関係） 記入例

とやまマリッジサポートセンター活用促進補助金交付申請書（兼請求書）

令和9年9月9日

高岡地区広域圏事務組合理事長 あて

申請者・請求者

現住所	〒999-9999 富山県高岡市〇〇町9-9
氏名	高岡 広子
生年月日	1999年9月9日
電話番号	0766-99-9999

高岡地区広域圏事務組合とやまマリッジサポートセンター活用促進補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり補助金を交付されるよう申請します。また、交付決定の上は本書をもって補助金の支払いを請求します。

1 交付申請額	金 5,000 円
(領収書に記載された金額の2分の1 (100円未満の端数切捨て) を記載してください)	
2 とやまマリッジサポートセンター入会登録の日	令和9年9月9日

交付決定があったときは、次の金融機関への振込によって補助金を支払われるよう指定します。

金融機関名	●●●● 銀行 信用金庫 ・ 農協 ●●●● 支店							
口座の種類	当座 ・ 普通預金 ・ その他 ()							
口座番号	<table><tr><td>9</td><td>9</td><td>9</td><td>9</td><td>9</td><td>9</td><td>9</td></tr></table>	9	9	9	9	9	9	9
9	9	9	9	9	9	9		
口座名義人	(フリガナ) タカオカ ヒロコ							
	高岡 広子 連絡先 (Tel 99-9999)							

(提出書類 チェック欄)

- ☐ とやまマリッジサポートセンター活用促進補助金交付申請書（兼請求書）
- ☐ 入会登録料領収書の写し
- ☐ 高岡市、氷見市、小矢部市のいずれかに住所を有することが記載された証明書の写し
(例)
 - ・運転免許証の写し
 - ・マイナンバーカードの写し（表面）
 - ・申請者本人のみが記載された住民票の写し（続柄、本籍、マイナンバーの記載は不要）等